

「青森県建築士法施行細則」の一部改正（案）についての意見募集結果について

県が実施しました「青森県建築法施行細則」の一部改正（案）の策定にあたっての意見募集に対し、ご意見をいただき、誠に、ありがとうございました。

いただいたご意見の概要とそれに対する県の考え方は下記のとおりです。

記

1 意見募集期間

令和元年10月25日（金）から令和元年11月23日（土）まで

2 募集方法

県のホームページ (<http://www.pref.aomori.lg.jp/kensei/seisaku/iken.html>) に案の概要等を掲載したほか、県土整備部建築住宅課、県政情報センター及び県の各合同庁舎地域住民情報コーナーに備え付けました。

意見提出は、郵送、FAX又は電子メールのいずれかの方法によるものとし、提出言語は日本語としました。

意見提出にあたっては、ご提出者の住所・氏名（法人等の場合は、その名称・事務所所在地等の連絡先）の明記を条件としました。

3 提出されたご意見

1人の方から延べ4件のご意見をいただきました。その反映状況は次のとおりです。

文書修正等	記述済み	実施段階検討	反映困難	その他	合計
0件	0件	0件	2件	2件	4件

「文書修正等」・・・本文の修正、記述の追加等意見を反映させるもの。

「記述済み」・・・既に記述済みのもの。

「実施段階検討」・・・計画の実施段階で検討又は対応すべきもの。

「反映困難」・・・反映が困難なもの。

「その他」・・・質問や感想。施策の体系外への意見。

ご意見の内容とそれに対する県の考え方、ご意見を考慮した結果、決定した案は別紙のとおりです。

担 当：青森県県土整備部建築住宅課
メール：kenju@pref.aomori.lg.jp
電 話：017-734-9693
FAX：017-734-8197

(ご意見の内容とそれに対する県の考え方)

	ご意見の内容	県の考え方
1	本細則の改正にはおおむね賛成です。	(その他)
2	2(1)4行目にある「その他参考となる事項を記載した書類」とは、本籍の参考となる事項でしょうか、住所の参考となる事項でしょうか。元の条文で求めているものが「戸籍」なため、その他参考とするものの目的が解るように以下のようにしてはいかがでしょうか。 現 行：「本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類」 変更案：「本籍の記載のある住民票の写しその他本籍の参考となる事項を記載した書類」	「本籍の記載のある住民票の写し」は、二級又は木造建築士免許申請書(第1号様式)の添付書類です。「その他参考となる事項を記載した書類」は、これらの他に、申請にあたって個別具体的に必要となる書類を示しているものです。(反映困難)
3	改正第1号様式「欠格事由」5について、「精神の権能の障害」が何に基づくものなのか判然としないため、以下のようにしてはいかがでしょうか。 現 行：5 精神の権能の障害により～ 変更案：5 建築士法施行規則第1条の2の規定による精神の権能の障害により～	県が建築士法施行細則で定める予定の二級又は木造建築士免許申請書(第1号様式)と、国が建築士法施行規則で定めた一級建築士免許申請書との統一を図るため、同様の表現としました。申請窓口において丁寧な説明に努めたいと考えておりますのでご理解ください。(反映困難)
4	2(1)～(3)の条文番号について、漢数字と算用数字が混在しているため、いずれかに整理をお願いします。	今後はいずれかに統一します。(その他)

(ご意見を考慮した結果、決定した案)

意見募集の際に公表した「青森県建築士法施行細則」の一部改正(案)のとおり決定しました。

以上